

地球温暖化対策をめぐる最近の動向

1	地球温暖化対策に関する国内の現状	2
1.1	国の温室効果ガス排出量（確報値）について	2
1.2	東京都の温室効果ガス排出量（速報値）	3
1.3	他自治体の温室効果ガス排出量	5
2	国外の動向	6
2.1	国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)	6
2.2	G7 エネルギー・環境大臣会合	7
2.3	IPCC 総会	8
2.4	2024年 地球気候の現状に関する WMO 報告書	8
3	国の動向	11
3.1	「地球温暖化対策計画」の閣議決定	11
3.2	「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定	12
3.3	「GX2040 ビジョン」の閣議決定	13
3.4	都市ガスのカーボンニュートラル化の動向	14
3.5	J-クレジット制度の動向	14
3.6	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	14
3.7	脱炭素先行地域の選定状況	17
3.8	新しい国民運動「デコ活」	19
3.9	日本の気候変動 2025 ―大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書―	20
4	東京都の動向	21
4.1	ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ	21
4.2	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度	22
4.3	建築物環境計画書制度	23
4.4	ゼロエミッション地区創出プロジェクト	25
4.5	HTT<電力をHへらす・Tつくる・Tためる>の推進	25
4.6	東京ゼロエミポイント	25
4.7	東京ゼロエミ住宅	26
4.8	東京都の太陽光発電等に関する支援	26
4.9	東京都太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業（運営：アイチューザー株式会社）	27
4.10	東京都のゼロエミッションビートルに関する支援	27
4.11	東京都の2026（令和8）年度主要要求事業	28
5	他自治体の動向	29
5.1	都内自治体の再エネ導入状況	29
5.2	都内自治体の再エネ共同購入事業	30
6	その他の動向	31
6.1	電力市場の動向	31
6.2	クレジット市場の動向	32

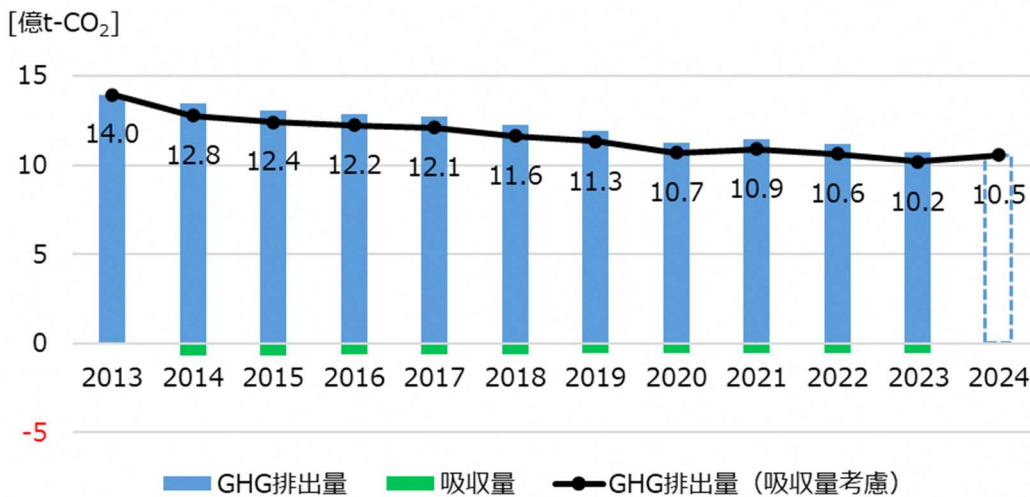
※図や表の数値については、四捨五入により合計や計算結果が一致しない場合があります。

1 地球温暖化対策に関する国内の現状

1.1 国の温室効果ガス排出量（確報値）について

2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量（森林等の吸収源対策による吸収量を含む）は約 10.2 億 t-CO₂ であり、2013（平成 25）年度比で約 27.1%削減、2022（令和 4）年度比で約 4.2%の減少となりました。

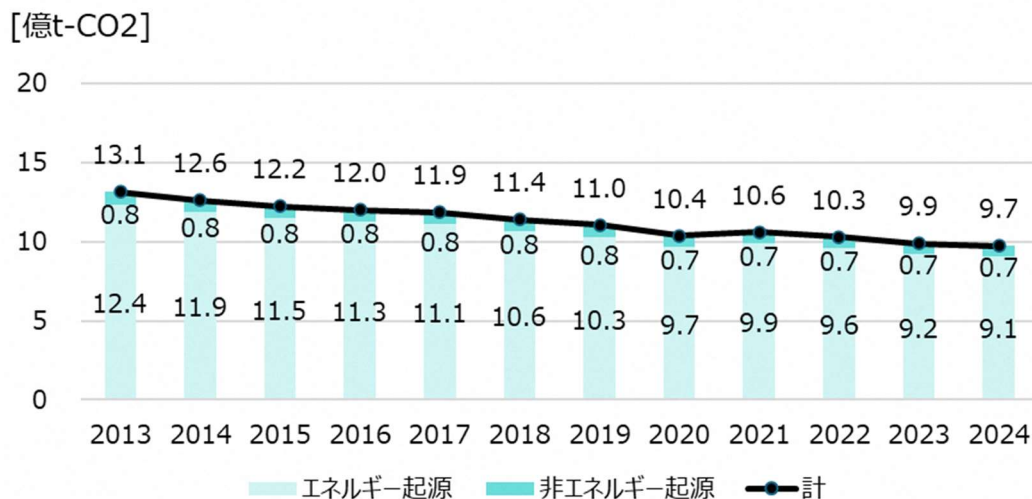
温室効果ガス排出量の約 9 割を占める二酸化炭素排出量に着目すると、2023（令和 5）年度は約 9.9 億 t-CO₂ であり、2013（平成 25）年度比で約 24.8%削減、2022（令和 4）年度比で約 4.1%の減少となりました。供給側の取組として再エネ電源整備が進んだこともあり、特にエネルギー起源 CO₂ が減少しています。



※2024 年度値は暫定値

出典：「温室効果ガスインベントリ」（国立環境研究所）データをもとに作成

図 1-1 日本における温室効果ガス排出量の推移



※2024 年度値は暫定値

出典：「温室効果ガスインベントリ」（国立環境研究所）データをもとに作成

図 1-2 日本における二酸化炭素排出量の推移

1.2 東京都の温室効果ガス排出量（速報値）

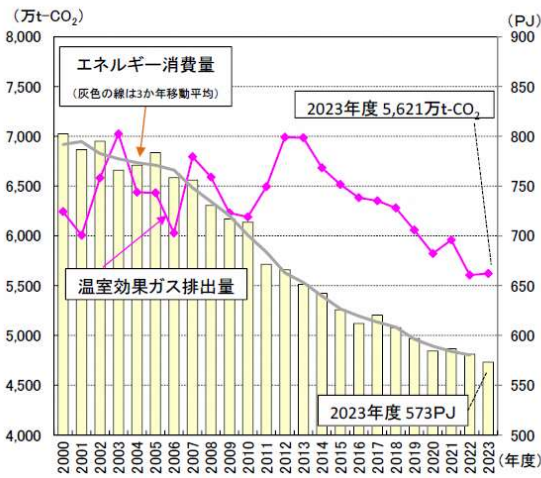
(1) エネルギー消費量

2023（令和5）年度のエネルギー消費量は約573PJ¹となり、2000（平成12）年度比では約28.6%減少、2022（令和4）年度比では約1.4%減少しています（図1-3、表1-1参照）。

部門別に見ると、2000（平成12）年度比では、産業部門は約57.0%減少、業務部門は約13.1%減少、家庭部門は約2.1%増加、運輸部門は約55.7%減少となっています（図1-3、表1-2参照）。また、2022（令和4）年度比では、産業部門は約10.3%減少、業務部門は約2.6%増加、家庭部門は約3.7%減少、運輸部門は約1.4%減少となっています（図1-3、表1-1参照）。

2023（令和5）年度の冬季の月別平均気温が前年度比で約1.8%上昇しており、冬季期間の暖房用エネルギー消費が少なかったことが、家庭部門でのエネルギー消費量の減少要因の一つと考えられます（表1-1参照）。

エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の推移



電力の二酸化炭素排出係数
(都内全電効加重平均)

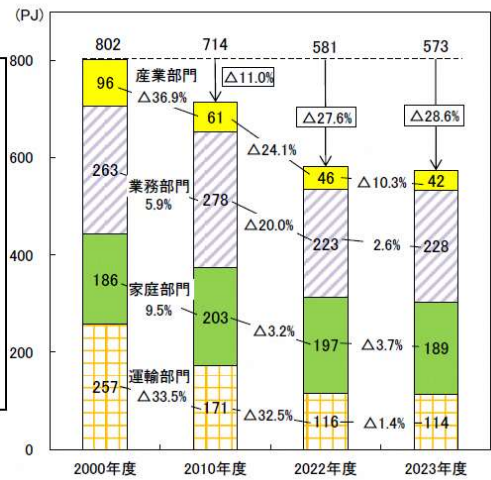
2000年度：
0.328 kg-CO₂/kWh

2013年度：
0.523 kg-CO₂/kWh

2022年度：
0.396 kg-CO₂/kWh

2023年度：
0.405 kg-CO₂/kWh

エネルギー消費量の部門別推移



出典：「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2023年度速報値）」（東京都環境局）

図 1-3 都内のエネルギー消費及び温室効果ガス排出量の推移

表 1-1 エネルギー消費量の状況

		消費量（ペタジュール換算）					2023年度の伸び率（%）		
		2000年度	2010年度	2020年度	2022年度	2023年度	2000年度比	2010年度比	2022年度比
エネルギー消費量（PJ）	産業・業務部門	359.3	339.1	265.4	268.8	269.8	▲24.9%	▲20.5%	0.3%
	産業部門	96.5	60.9	44.9	46.3	41.5	▲57.0%	▲31.9%	▲10.3%
	業務部門	262.8	278.2	220.5	222.6	228.3	▲13.1%	▲18.0%	2.6%
	家庭部門	185.6	203.2	204.0	196.7	189.4	2.1%	▲6.8%	▲3.7%
	運輸部門	257.5	171.3	114.9	115.6	114.0	▲55.7%	▲33.5%	▲1.4%
	エネルギー消費量計	802.3	713.7	584.3	581.2	573.2	▲28.6%	▲19.7%	▲1.4%

※電力については、二次エネルギー換算により算出している。

出典：都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2023年度速報値）（東京都環境局）

¹ PJ（ペタジュール）：10の15乗ジュール。ジュールはエネルギー単位。

(2) 温室効果ガス排出量

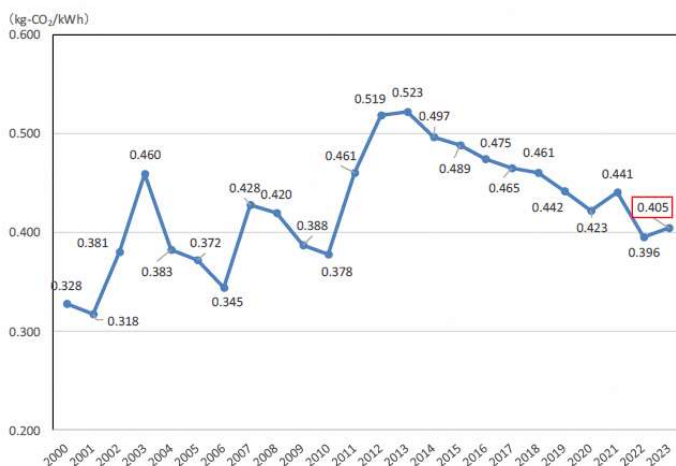
2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は約5,621万t-CO₂であり、2000（平成12）年度比では約9.9%減少、2022（令和4）年度比では約0.3%増加しています（表1-2参照）。温室効果ガス排出量の大部分はエネルギー起源CO₂が占めており、2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量が2022（令和4）年度比で増加しているのは、電力の二酸化炭素排出係数の増加（図1-4）が影響したと考えられます。

表 1-2 温室効果ガス排出量の状況

		排出量 (万t-CO ₂ 換算)					2023年度の伸び率 (%)		
		2000年度	2010年度	2020年度	2022年度	2023年度	2000年度比	2010年度比	2022年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	産業・業務部門	2,727	2,891	2,486	2,395	2,450	▲10.2%	▲15.3%	2.3%
	産業部門	679	456	360	372	329	▲51.5%	▲27.8%	▲11.5%
	業務部門	2,048	2,435	2,126	2,023	2,120	3.5%	▲12.9%	4.8%
	家庭部門	1,283	1,559	1,682	1,556	1,531	19.3%	▲1.8%	▲1.6%
	運輸部門	1,766	1,204	851	844	837	▲52.6%	▲30.5%	▲0.8%
	エネルギー起源CO ₂ 計	5,776	5,654	5,018	4,796	4,818	▲16.6%	▲14.8%	0.5%
	廃棄物	142	172	194	195	188	32.2%	9.3%	▲3.8%
	総CO ₂	5,918	5,826	5,212	4,991	5,006	▲15.4%	▲14.1%	0.3%
その他温室効果ガス	メタン(CH ₄)	155	66	62	61	60	▲61.1%	▲7.9%	▲1.2%
	一酸化二窒素(N ₂ O)	88	52	51	52	52	▲41.4%	▲1.2%	▲0.0%
	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	71	244	494	500	501	605.5%	105.3%	0.3%
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	5	0.0	0.0	0.0	0.0	▲100.0%	▲100.0%	-
	六ふつ化硫黄(SF ₆)	4	2	2	2	2	▲51.1%	0.0%	0.0%
	三ふつ化窒素(NF ₃)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	▲100.0%	-	-
	CO ₂ 以外の温室効果ガス計	324	365	610	615	616	90.0%	68.9%	0.1%
	合計	6,243	6,191	5,821	5,607	5,621	▲9.9%	▲9.2%	0.3%

※電力の二酸化炭素排出係数については、年度別の排出係数を適用して算出している。

出典：「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2023年度速報値）」（東京都環境局）



※都内に電力を供給している各電気事業者の二酸化炭素排出係数（実排出係数）及び都内供給電力量に基づき、都で計算した加重平均

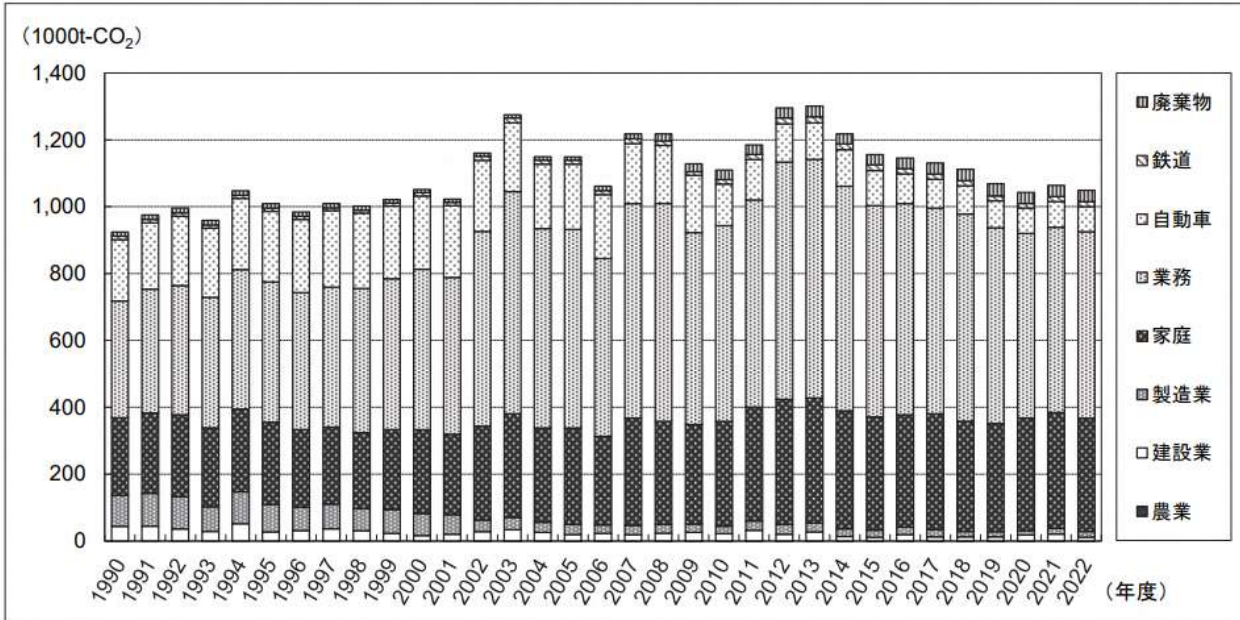
出典：「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2023年度速報値）」（東京都環境局）

図 1-4 電力の二酸化炭素排出係数の推移

1.3 他自治体の温室効果ガス排出量

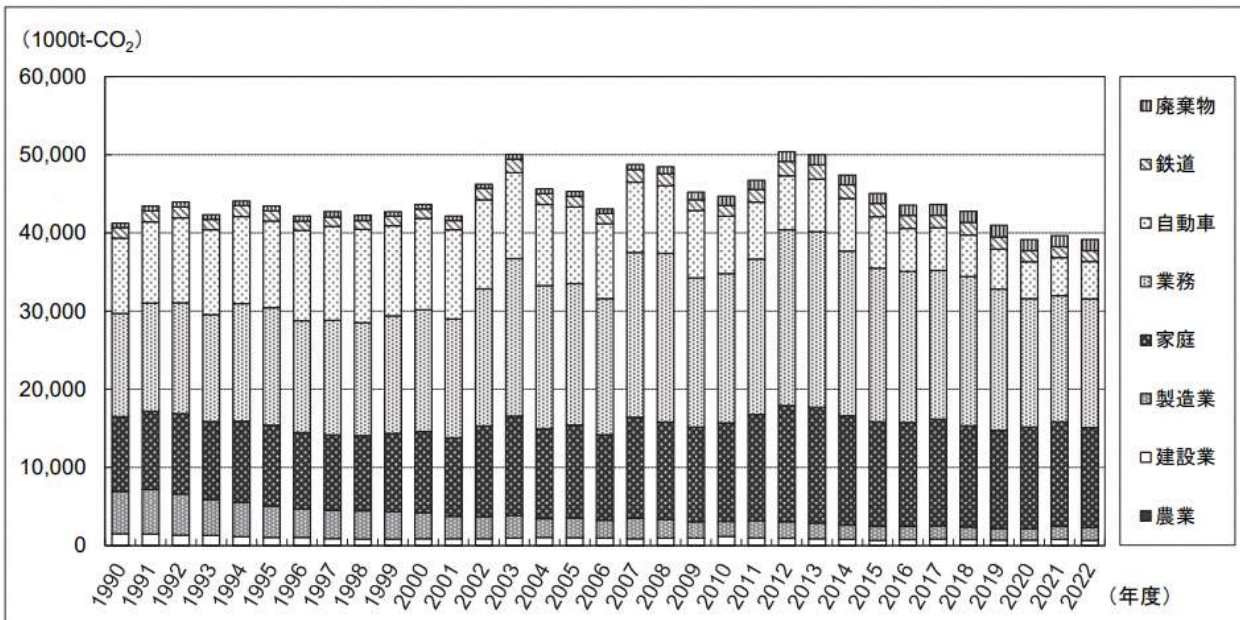
オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」として東京 62 市区町村の温室効果ガス排出量の推計がされています。この推計データを用いて、文京区と特別区全体における 1990 年度～2022 年度の温室効果ガス排出量の比較を行いました。

文京区の温室効果ガス排出量は、特別区全体の温室効果ガス排出量と同様の推移を示しています（図 1-5、図 1-6 参照）部門別の内訳では、文京区は特別区全体よりも業務部門の割合が多く、運輸部門（自動車）の割合が少ない特徴があります。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』算出結果 資料 1「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2022 年度）」（公益財団法人 東京都区市町村振興協会）

図 1-5 文京区における部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』算出結果 資料 1「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2022 年度）」（公益財団法人 東京都区市町村振興協会）

図 1-6 特別区全体における部門別二酸化炭素排出量の推移

2 国外の動向

国外の地球温暖化対策に係る主な動向・情勢として、以下の項目について整理しました。

表 2-1 国外の地球温暖化対策に係る主な動向

地球温暖化対策に係る主な動向・情勢		時期
2.1	国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議(COP30)	開催：2025 年 11 月 10 日～11 月 22 日
2.2	G7 エネルギー・環境大臣会合	開催：2025 年 10 月 30 日～31 日
2.3	IPCC 総会	開催：2025 年 2 月 24 日～3 月 1 日 2025 年 10 月 27 日～10 月 30 日
2.4	2024 年地球気候の現状に関する WMO 報告書	公表：2025 年 3 月 19 日

2.1 国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議(COP30)

2025（令和 7）年 11 月 10 日から 11 月 22 日、ブラジルのベレンにおいて国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議（COP30）、京都議定書第 20 回締約国会合（CMP20）、パリ協定第 7 回締約国会合（CMA7）、科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）及び実施に関する補助機関（SBI）第 63 回会合（SB63）が開催されました。

COP30 では、2024（令和 6）年の世界の平均気温上昇が 1.5 度に達したことにより、1.5 度までに気温上昇を抑えるというパリ協定の長期目標の達成可能性が主な話題となりました。さらに、初めて 1.5 度オーバーシュート（1.5 度を超えてしまっても、いずれは 1.5 度に戻ってくるということ）に言及し、温度上昇を抑えるために国際社会が団結することを呼びかけました。

また、パリ協定第 7 条に定められている適応に関する世界全体の目標（GGA）について、適応分野の進捗を測定するための指標リストが採択されたものの、完全な合意には至らず、今次会合の結果をベースに翌年も継続検討することが決定されました。

2.2 G7 エネルギー・環境大臣会合

G7 サミット（首脳会合）に関連して開催される閣僚会合の一つとして「G7 エネルギー・環境大臣会合」が2025（令和7）年10月30～31日にカナダのトロントで開催されました。また、同年11月1日、同地で、気候行動に関する閣僚会合（Ministerial on Climate Action：MOCA）が開催されました。会合の概要は、以下のとおりで、「循環経済及び資源効率性トロント行動計画」、「G7水コアリション作業計画」、「異常気象予測・準備・対応に関する議長ステートメント」及び「議長サマリー」が取りまとめられました。

G7 エネルギー・環境大臣会合の概要

- ・ G7 エネルギー・環境大臣会合では、循環経済、水、異常気象等を含む、環境・気候問題について、幅広く議論が行われました。
- ・ 青山副大臣からは、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的な危機への対処において、対策間のシナジーを発揮させることの重要性を強調しました。
- ・ また、1.5 度目標を達成するためには国際社会が団結して取り組まなければならないこと、昆明・モントリオール生物多様性枠組の迅速かつ効果的な実施を進めること、プラスチック汚染対策条約交渉の次回会合での合意に向けてモメンタムを高めていくことの重要性について発信しました。
- ・ さらに、循環経済の促進において官民連携が不可欠であることや、水関連災害へのレジリエンスと適応の重要性、異常気象対策における早期警戒システムを含む国内対策とその経験を踏まえた国際協力の必要性について訴えました。

気候行動に関する閣僚会合（MOCA）の概要

- ・ 本会合は、2017 年以降、主要国及び当該年の気候変動枠組条約 COP の議長国の閣僚級が、COP の主要な交渉議題について議論する会議。例年およそ 30 か国が参加しており、今回が9回目。日本は第1回 MOCA より毎回参加。
- ・ 今次会合では、低炭素で強靱な経済への移行を加速させるための資金・技術・能力構築の動員、野心向上と共同での現実的解決策の実施についての議論が行われました。
- ・ 青山副大臣からは、1.5 度目標の実現に向けた多国間協調の重要性を強調するとともに、緩和・適応のための資金・技術・能力構築の重要性を認識し、特に脆弱な国々への資金アクセス改善と、民間資金の動員に向けた議論の深化が必要である旨を発言しました。また、パリ協定の野心と実施の向上サイクルの重要性を訴え、次期「国が決定する貢献（NDC）」未提出の国に対して、野心的な目標の提出を呼びかけるとともに、COP30 に向けて、国際的な合意形成に貢献していく旨表明しました。

2.3 IPCC 総会

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 62 回総会が、2025（令和 7）年 2 月 24 日～3 月 1 日にかけて中華人民共和国の杭州で開催され、第 7 次評価サイクルで作成される 3 つの報告書（表 2-2 参照）のアウトライン（章構成）等が決定されました。

また、2025（令和 7）年 10 月 27～30 日にペルーのリマで開始された第 63 回総会では、第 7 次評価報告書サイクルで作成される「二酸化炭素除去（CDR）技術・炭素回収利用及び貯留（CCUS）に関する方法論報告書」のアウトライン（章構成）等が決定されました。

表 2-2 第 7 次評価サイクルにおいて作成予定の各報告書の概要

評価報告書	
評価対象により分けられた 3 つの作業部会による報告書から構成される。	
・ 第 1 作業部会（WG1） - 自然科学的根拠	[公表予定 2028 年 5 月]
・ 第 2 作業部会（WG2） - 影響・適応・脆弱性	[公表予定 2028 年 6 月]
・ 第 3 作業部会（WG3） - 気候変動の緩和	[公表予定 2028 年 7 月]
統合報告書	
評価報告書の知見を統合した報告書。	[公表予定 2029 年 5 月]
特別報告書	
現在、作成が決定されている特別報告書等は以下のとおり。	
・ 気候変動と都市に関する特別報告書	[公表予定 2027 年 3 月]
方法論報告書	
現在、作成が決定されている特別報告書等は以下のとおり。	
・ SLCF ¹ 方法論報告書	[公表予定 2027 年 7 月]
・ CDR ² /CCUS ³ 方法論報告書	[公表予定 2027 年 7 月]

2.4 2024 年 地球気候の現状に関する WMO 報告書

(1) 気温と海水温の上昇

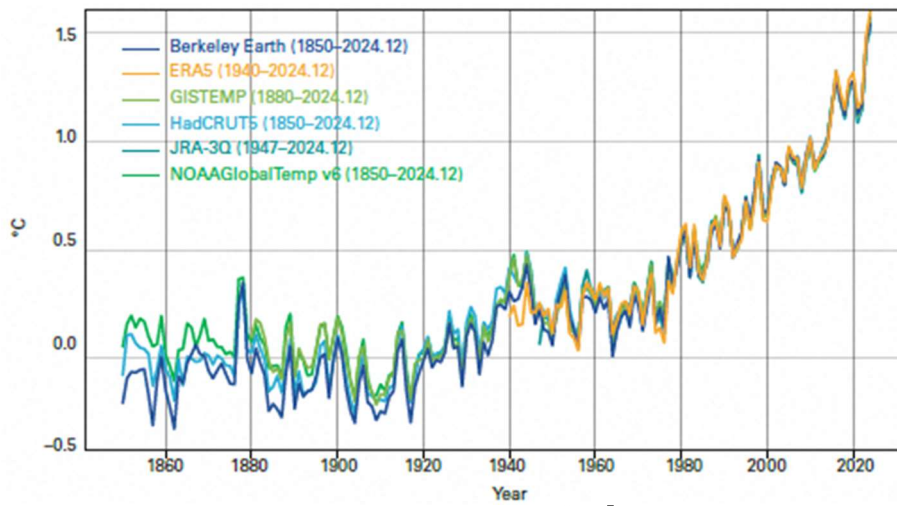
2024（令和 6）年の世界の平均地表気温は 1850 年～1900 年の平均値と比較して約 1.55 度上昇しました（図 2-1 参照）。

また、海面温度は 1993（平成 5）～2024（令和 6）年間で最も高い温度を記録しました（図 2-2 参照）。これらの原因としては、2023（令和 5）年、2024（令和 6）年にわたるエルニーニョ現象が関係しています。この温暖化により、海面の温度は 2024（令和 6）年に急激に上昇しました。海面の温暖化は、記録的な氷河の損失を引き起こし、生態系や気候への影響が予想されます。

¹ SLCF：Short-lived Climate Forcer の略で、短寿命気候強制力因子のこと。人間活動により排出される、比較的寿命の短い（数ヶ月以内）大気汚染物質の総称で、発生源地域に局在化するのが特徴。

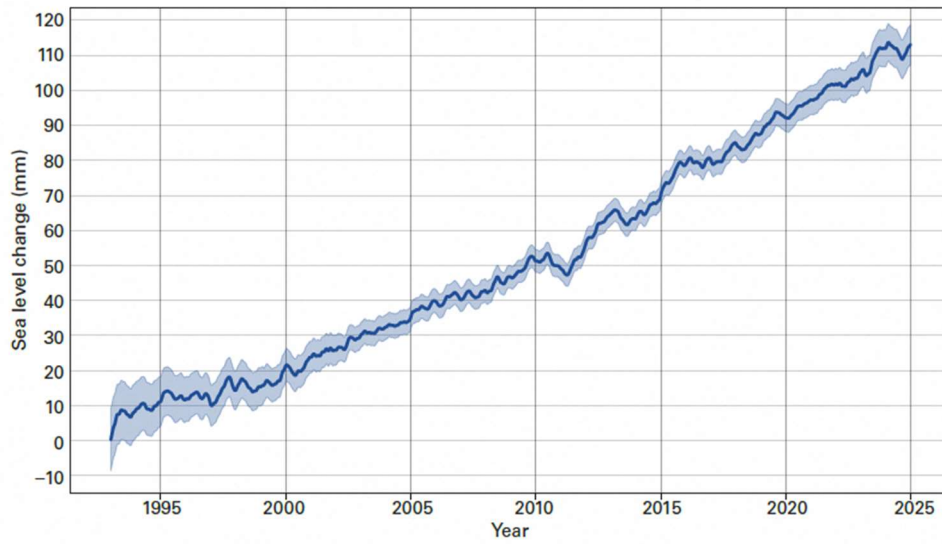
² CDR：Carbon Dioxide Removal の略で、二酸化炭素除去のこと。植林やバイオ炭、ブルーカーボンなどの“自然プロセスを人為的に加速させる手法”や、排ガスや大気中の CO₂ を回収・貯留する“工学的プロセス”がある。

³ CCUS：CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：CO₂ 回収・貯留）と CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：CO₂ 回収・利用）の 2 つの言葉を合わせたもの。回収した CO₂ の利用方法に、燃料やプラスチックなどに変換して利用する方法や、CO₂ のまま直接利用する方法などがある。



出典：「State of the Global Climate 2024」(WMO)

図 2-1 世界の平均地表気温

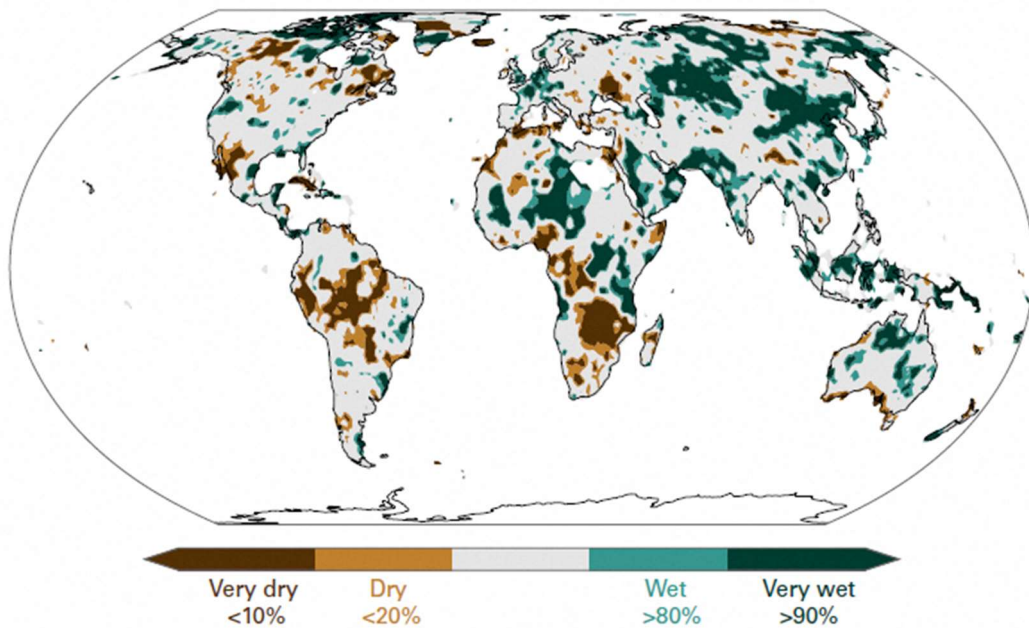


出典：「State of the Global Climate 2024」(WMO)

図 2-2 海面温度の変化

(2) 降水量の変化

気候の影響は世界中で起こり、熱帯地域では記録的な高温が観測され、降水量にも変化がありました。南アフリカでの干ばつは、農業に深刻な被害を与え、チリでは森林火災により 300 人以上が死亡するなどの影響が出ています。



※Very dry=異常乾燥、Very wet=異常多雨
出典：「State of the Global Climate 2024」(WMO)

図 2-3 2024 年の 1991 年～2020 年に対する年間降水量の比較

3 国の動向

国の地球温暖化対策に係る主な動向・情勢として、以下の項目について整理しました。

なお、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「GX2040 ビジョン」は、2025（令和 7）年 2 月の同時期に閣議決定され、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組み、脱炭素を軸として成長に資する政策を一体的に推進していくとしています（図 3-1 参照）。

表 3-1 国内の地球温暖化対策に係る主な動向

地球温暖化対策に係る主な動向・情勢		時期
3.1	「地球温暖化対策計画」の閣議決定	閣議決定：2025 年 2 月
3.2	「第 7 次エネルギー基本計画」の閣議決定	閣議決定：2025 年 2 月
3.3	「GX2040 ビジョン」の閣議決定	閣議決定：2025 年 2 月
3.4	都市ガスのカーボンニュートラル化の動向	
3.5	J-クレジット制度の動向	
3.6	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	公布：2022 年 6 月
3.7	脱炭素先行地域の選定状況	—
3.8	新しい国民運動「デコ活」	立ち上げ：2022 年 10 月 25 日
3.9	日本の気候変動 2025	公表：2025 年 3 月 26 日

	根拠	内容
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年から先の新たな排出削減目標（NDC） ● すべての温室効果ガス（フロン、メタンなど非エネルギー起源を含む）の排出削減・吸収の取組 等
エネルギー基本計画	エネルギー政策基本法	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー政策についての今後の政策の方向性 ● 2040年度のエネルギー需給構造（再エネや原子力などの比率（電源構成）、エネルギー自給率など） 等
GX2040 ビジョン	GX推進法	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素投資を促すため、2040年頃の目指すべきGX産業構造、GX産業立地政策の方向性を提示 ● カーボンプライシングの具体策などGX市場創造 等

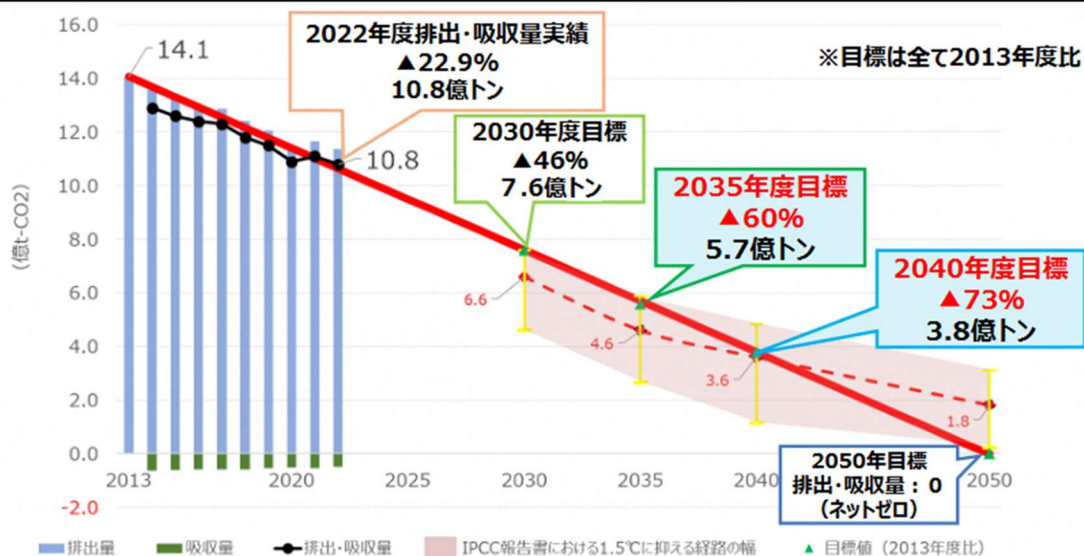
出典：「地球温暖化対策の最新動向について」（環境省、2025 年 11 月）

図 3-1 地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、GX2040 ビジョンの位置づけ

3.1 「地球温暖化対策計画」の閣議決定

2025（令和 7）年 2 月に地球温暖化対策計画が改定され、2050 年カーボンニュートラルに向けた削減経路として、新たに 2035 年度 60%、2040 年度 73%の削減目標が示されました。加えて、フォローアップを通じて、対策・施策の進捗状況や今後の施策実施等に関する進捗管理を強化することが示されました。

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まらず着実に歩んでいく。**^{たゆ}
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に総合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



出典：「地球温暖化対策計画の概要」（内閣府・環境省・経済産業省、2025年2月）

図 3-2 2050年カーボンニュートラルに向けた削減経路

3.2 「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定

様々な不確実性があることを念頭に、2040年度における国内のエネルギー需給見通しが提示されました。具体的には、増加する電力需要に対応すべく、再エネ及び原子力の電源開発・整備を進め、2040年度においては、火力3～4割程度、原子力2割程度、再エネ4～5割程度を目指すこととしています。

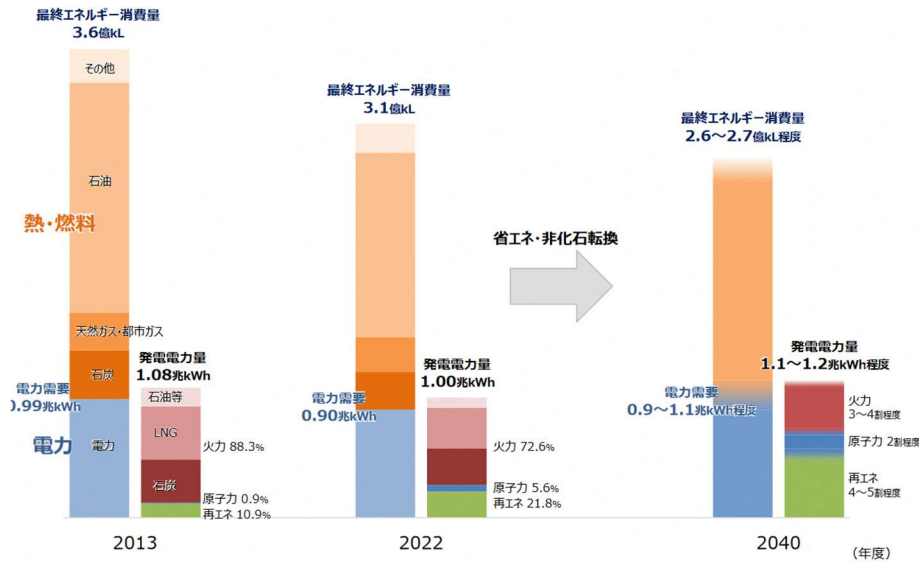
また、以下のとおり2040年においてこれらエネルギー需給の実現に向けた政策の方向性が示されています。

- すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。
- エネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造への転換を実現すべく、徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。
- 2040年に向け、経済合理的な対策から優先的に講じていくといった視点が不可欠。S+3E¹の原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制すべく取り組んでいく。

出典：「エネルギー基本計画の概要」（資源エネルギー庁、2025年2月）

図 3-3 2040年に向けた政策の方向性

¹ S+3E：エネルギー施策の基本であり、安全性(Safety)を大前提として、3E（自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment))を同時に達成すること。



出典：「エネルギー基本計画の概要」（資源エネルギー庁、2025年2月）

図 3-4 2040 年度におけるエネルギー需給の見通し

3.3 「GX2040 ビジョン」の閣議決定

政府は、2023（令和5）年にGX推進関連法を成立させ、「GX推進戦略」を策定し、成長志向型カーボンプライシング構想などの具体化を進めてきました。その後、不確実性の高まりを踏まえ、GX投資の予見可能性を高めるため戦略を改訂し、中長期の方向性を示す「GX2040 ビジョン」を閣議決定しました。GX2040 ビジョンは、産業構造・立地、現実的なトランジション、エネルギー分野の取組、カーボンプライシング、公正な移行、政策の進捗管理など8項目で構成され、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指すものです。

GX2040ビジョンの概要

<p>1. GX2040ビジョンの全体像</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。 	<p>5. GXを加速させるための個別分野の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。
<p>2. GX産業構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。 	<p>6. 成長志向型カーボンプライシング構想</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～） <ul style="list-style-type: none"> 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わずに一律に参加義務。 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。 化石燃料賦課金の導入（2028年度～） <ul style="list-style-type: none"> 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。
<p>3. GX産業立地</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。 クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。 	<p>7. 公正な移行</p> <ul style="list-style-type: none"> GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。
<p>4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。 AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。 	<p>8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

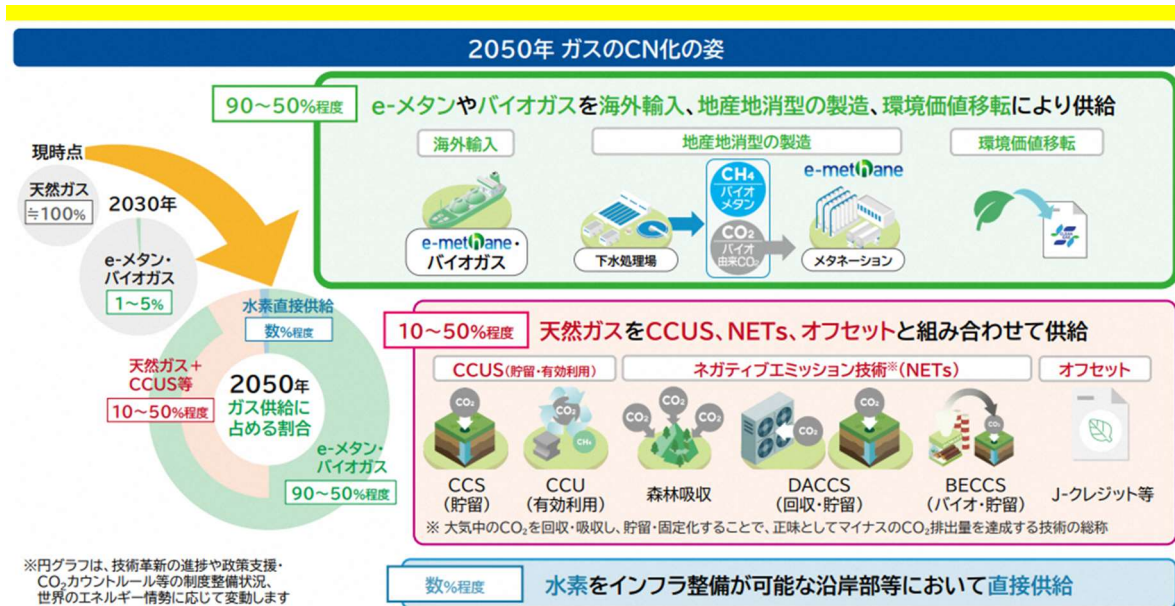
出典：「GX2040 ビジョンの概要」（経済産業省、2025年2月）

図 3-5 GX2040 ビジョンの概要

3.4 都市ガスのカーボンニュートラル化の動向

第7次エネルギー基本計画では、天然ガスがカーボンニュートラル実現後も重要なエネルギーと位置づけられ、合成メタン（e-メタン）は次世代かつカーボンニュートラル化の鍵となるエネルギーと整理されています。こうした環境変化を踏まえ、日本ガス協会は、2050年の将来像を示す「ガスビジョン2050」と、2030年までの具体的取組を示す「アクションプラン2030」を策定しました。

このビジョンでは、e-メタンやバイオガスを中心にガスのカーボンニュートラル化を進め、利用者・地域のカーボンニュートラル化に貢献することを掲げています。また、技術革新や国際的なエネルギー情勢を踏まえ、最適な技術を柔軟に取り入れながら実現を目指す方針です。



出典：『ガスビジョン2050』および『アクションプラン2030』の策定について（一般社団法人日本ガス協会、2025年6月3日）

図 3-6 ガスビジョン2050（ビジョン3）

3.5 J-クレジット制度の動向

J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013（平成25）年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営するものです。

排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したものを方法論といいます。

また、東京証券取引所は、2022（令和4）年度に経済産業省から受託・実施した「カーボン・クレジット市場の技術的実証等事業」から得た知見と市場運営の経験を活かし、2023（令和5）年10月11日に正式にカーボン・クレジット市場が開設されました。

3.6 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が2022（令和4）年6月に公布されました。これにより、建築物省エネ法と建築基準法の一部が改正されました。建築物省エネ法の改正内容と施行状況は、以下のとおりです。

表 3-2 建築物省エネ法の改正内容と施行状況

建築物省エネ法の改正内容と施行状況	
(1) 住宅トップランナー制度の拡充（分譲マンション追加）	【2023年4月1日施行】
(2) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	【2024年4月1日施行】
(3) 建築士の説明努力義務	【2025年4月1日施行】
(4) 建築主の性能向上努力義務	【2025年4月1日施行】
(5) 住宅トップランナー制度トップランナー基準引上げ	【2025年4月1日施行】
(6) 省エネ性能表示制度	【2025年4月1日施行】
(7) 省エネ基準適合義務の対象拡大	【2025年4月1日施行】

上記のうち「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」は、市町村が建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（促進計画）を定めることにより、促進計画において定めたエリア（促進区域）の中で、太陽光パネルのような、再生可能エネルギーを利用した設備の設置を促す仕組みです。

促進計画に定める事項は、以下の3つです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 再エネ利用促進区域の位置、区域 2. 設置を促進する再エネ設備の種類 3. 再エネ設備を設ける場合の建築基準法の特例適用要件に関する事項 |
|---|

これに伴い、再生可能エネルギーを導入する効果について建築士による説明義務が発生します。

また、形態規制の合理化のため特例許可（高さ制限、容積率制限、建蔽率制限の特例許可）が創設されます。

文京区では、同法律並びに同制度に基づき 2025（令和7）年7月に「文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（文京区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画）」を策定しました（表 3-3 参照）。また、同法律に基づく「文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例」を制定しました。同条例は 2026（令和8）年4月1日に施行予定です。

表 3-3 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の概要

対象区域	文京区全域
対象設備	太陽光発電設備、太陽熱利用設備
対象区域内で適用される措置	<p>○建築主の努力義務</p> <p>建築または修繕などを行おうとする建築物について、再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければなりません。</p> <p>○建築基準法の許可取扱基準</p> <p>再生可能エネルギー利用設備設置に伴い、容積率、建蔽率、絶対高さが制限を超えてしまう場合でも、一定の要件を満たせば、その制限を超えることができます。</p>
特例許可に係る計画での記載項目	<ol style="list-style-type: none"> (1) ソーラーカーポート等を設置する場合の共通の考え方 (2) 建築基準法第52条（容積率制限）に対する許可 (3) 建築基準法第53条（建蔽率制限）に対する許可 (4) 建築基準法第55条（絶対高さ制限）に対する許可 (5) 建築基準法第58条（高度地区における高さ制限）に対する許可

制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再生エネルギー利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再生エネルギー設備の導入に適した区域を設定。

- 【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】
- 再生エネルギー利用促進区域の位置、区域
 - 設置を促進する再生エネルギー利用設備の種類
 - 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再生エネルギー利用設備の種類については、国土交通省令で定める再生エネルギー利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再生エネルギー導入効果の説明義務

- 建築主に対し、設置可能な再生エネルギー設備を書面で説明
- 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う（例：再生エネルギー設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再生エネルギー利用設備の設置）

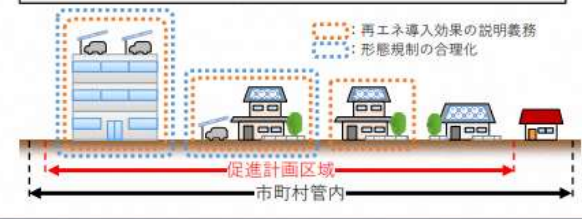
- 区域内の建築主に対し、再生エネルギー設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- 促進計画に定める特例適用要件に適合して再生エネルギー設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

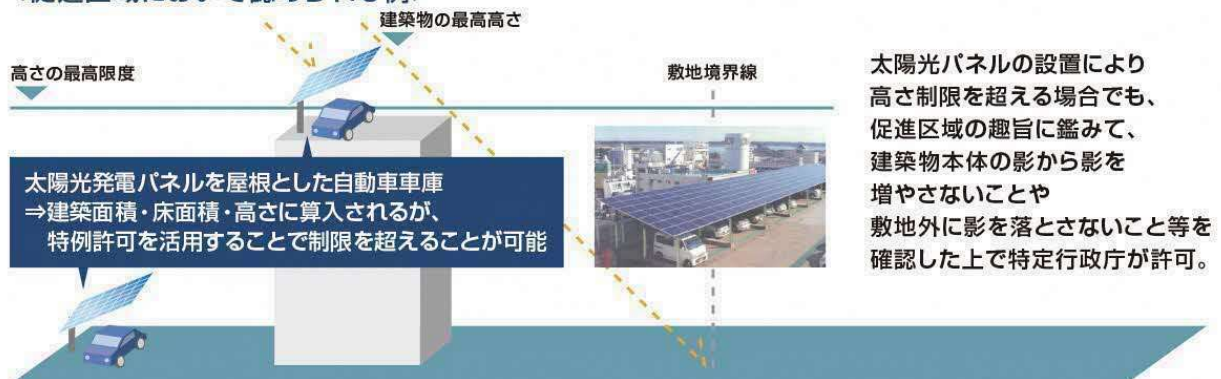
- 容積率 ・ 建蔽率
- 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- 高度地区内における建築物の高さ



出典：「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について」（国土交通省）

図 3-7 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

<促進区域において認められる例>



出典：「建築物再生可能エネルギー利用促進区域および関連情報」（国土交通省）

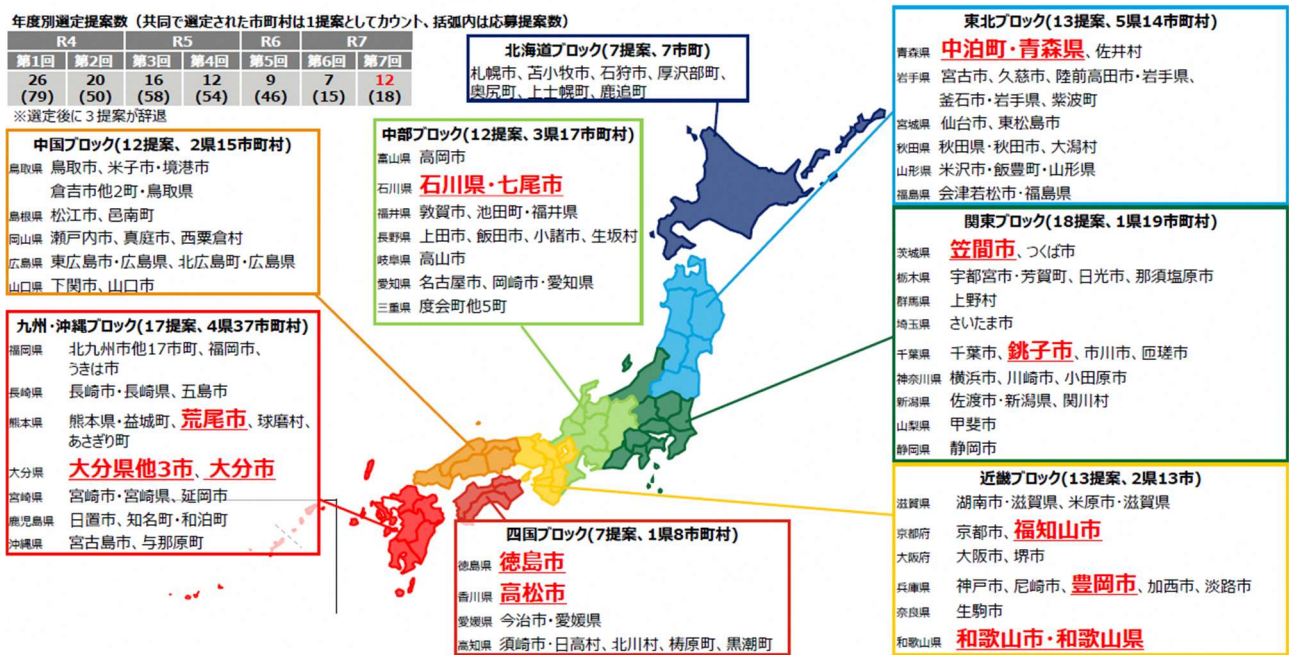
図 3-8 促進区域において認められる例

3.7 脱炭素先行地域の選定状況

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めたそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域であり、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなるものです。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域で先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行していくとしています。

2026年2月に公表された、第7回の脱炭素先行地域選定では4県14市町が選定されました。2025年度までに合計102件が選定されたことから、当初の目標が達成されました。



出典：「脱炭素先行地域選定結果（第7回）について」（環境省）

図 3-9 脱炭素先行地域の選定状況

(1) 脱炭素先行地域の参考事例

第5回の脱炭素先行地域選定（2024年9月）にて選定された福岡県福岡市では、「大都市型脱炭素チャレンジモデル～ペロブスカイト太陽電池を中心とした脱炭素化推進プロジェクト～」として、公共施設や商業ビルなどの屋根・壁面やみずほ PayPay ドーム福岡の軽量屋根への大規模なペロブスカイト太陽電池の導入を提案しています（図 3-10 参照）。



出典：脱炭素地域づくり支援サイト 選定結果（第5回）について（環境省）

図 3-10 福岡市 大都市型脱炭素チャレンジモデル

3.8 新しい国民運動「デコ活」

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しすることを目的とした新しい国民運動「デコ活」が環境省によって展開されています。

「デコ活」の愛称は、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉として、公募により決定されました。

環境省は、「デコ活」を広く普及・浸透させ活用してもらうため、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案において、カーボンニュートラルを始めとした豊かな暮らしに関わる予算について「デコ活関係予算」としてとりまとめています。



出典:『「デコ活」～くらしの中のエコろがけ～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動』(環境省)

図 3-11 「デコ活」の全体像

文京区では、2025(令和7)年3月にデコ活宣言を行い、区民・団体・事業者、区のあらゆる主体が地球温暖化防止に貢献し、「脱炭素社会」を実現させることを目標としています。

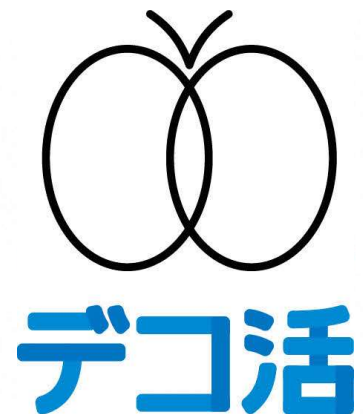
文京区

宣言①:製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします!

宣言②:生活・仕事の中で、デコ活を実践します!

文京区は、2023年2月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、2025年3月に「文京区地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。この計画に基づき、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体が地球温暖化防止に貢献することで「脱炭素社会」を実現させるため、ここにデコ活宣言します。

2025年3月3日



出典:デコ活 団体、自治体のデコ活宣言一覧(環境省HP)

図 3-12 文京区のデコ活宣言

3.9 日本の気候変動 2025 —大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—

文部科学省及び気象庁が、気候変動に関する最新の自然科学的知見を総合的に取りまとめた『日本の気候変動 2020』を 2020（令和元）年 12 月に作成しました。その後、IPCC の次の『気候変動影響評価報告書』（AR7）が作成されるタイミングに合わせて『日本の気候変動 2025』が 2025（令和 7）年 3 月に作成されました。

『日本の気候変動 2020』から『日本の気候変動 2025』において更新された主な点は表 3-4 のとおりで、IPCC 第 6 次評価報告書等の最新の科学的知見及び成果が反映されました。観測結果については、近年の極端な高温・低温、強雨頻度の増加、極端な大雪、海洋酸性化など地球温暖化の影響が進行していることが追加で示されました。

また、将来予測については、100 年に 1 回の高温や大雨など極端な現象の発生頻度や強度が増加する可能性の確信度が高まるなど、今後より一層強化した対策がとられなければ影響は更に大きくなることが示されました。

表 3-4 『日本の気候変動 2020』から『日本の気候変動 2025』の主な更新点

区分	主な更新点	
	観測結果	将来予測
気温	極端な高温の頻度と強度が増加したことや、極端な低温の頻度と強度が低下していることなどを追加	100 年に 1 回の極端な高温の頻度や強度が増加することなどを追加
降水	強い雨ほど発生頻度の増加率が高まっていることなどを追加	100 年に 1 回の極端な大雨の頻度や強度が増加することなどを追加
雪	一部の事例では地球温暖化の影響で降雪量が増大したことが示された	極端な大雪時の降雪量が増加する可能性の確信度を「低い」から「中程度」に更新
熱帯低気圧	—	世界全体の個々の熱帯低気圧に伴う降水の増加の確信度を「高から中程度」から「高い」に更新
海水温	—	—
海面水位	—	世界平均海面水位が 21 世紀中上昇し続けることを「可能性が非常に高い」から「ほぼ確実」に更新
高潮・高波	—	北西太平洋の高波について、極端な高波の波高が高くなる予測を追加
海氷	—	「21 世紀末までには夏季に北極海の海氷がほぼなくなる予測」を追加
海洋酸性化	日本周辺海域でも海洋酸性化が進行していることを追加	日本周辺海域でも世界平均と同程度に海洋酸性化が進行するという予測結果を追加
海洋循環	日本南方海域の貧酸素化（溶存酸素量減少）について追加	—

出典：「日本の気候変動 2025」（文部科学省・気象庁、2025 年 3 月）をもとに作成

4 東京都の動向

東京都の地球温暖化対策に係る主な動向・情勢として、以下の項目について整理しました。

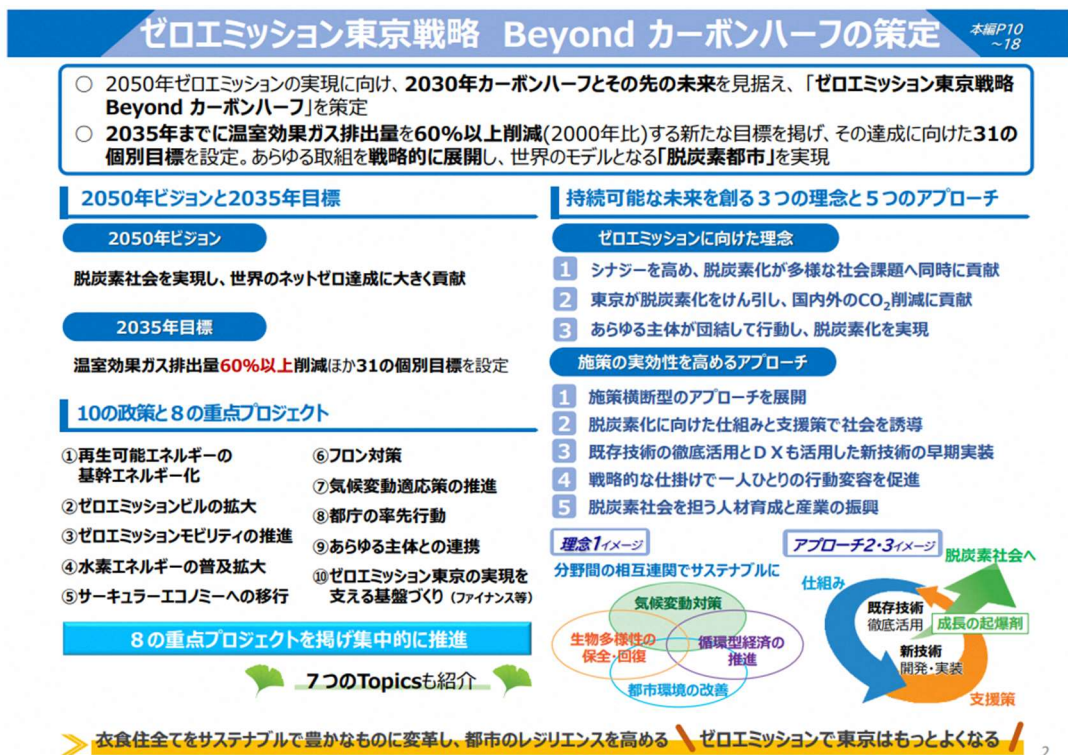
表 4-1 東京都の地球温暖化対策に係る主な動向

地球温暖化対策に係る主な動向・情勢		時期
4.1	ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ	策定：2025年3月
4.2	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度	公表：2023年10月
4.3	建築物環境計画書制度	条例・規則改正：2025年4月
4.4	ゼロエミッション地区創出プロジェクト	—
4.5	HTTの推進	—
4.6	東京ゼロエミポイント	—
4.7	東京ゼロエミ住宅	—
4.8	東京都の太陽光発電等に関する支援	—
4.9	東京都太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業	—
4.10	東京都のゼロエミッションビルに関する支援	—
4.11	東京都の2026（令和8）年度主要要求事業	—

4.1 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

東京都は、2050年ゼロエミッション東京の実現に向け、2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を掲げ、太陽光パネル設置義務化などの制度や施策を拡充しています。

新たに策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2035年までに2000年比60%以上削減（1.5℃目標と整合）という新目標を設定し、再生可能エネルギーの基幹化、水素の普及、ゼロエミッションビルの拡大、サーキュラーエコノミー推進など31の個別目標を掲げています。また、10の政策分野ごとに取組強化の方向性と具体策を示し、重点プロジェクトを通じて実行を加速することとしています。



➤ 衣食住全てをサステナブルで豊かなものに変革し、都市のレジリエンスを高める / ゼロエミッションで東京はもっとよくなる / 2

出典：「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ 概要版」（東京都、2025年5月9日）

図 4-1 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」の概要

4.2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度

東京都は、2050年までの世界の温室効果ガス排出量の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」の実現に向け、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく既存建物の気候変動対策について、2025年度以降の新たな取組を検討しており、2023（令和5）年10月に改正事項等が公表されました。

今回、①温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）と、②地球温暖化対策報告書制度が、国内外の脱炭素化を先導する実効性の高い制度となるように改正され、行政・事業者ともに取り組むことで脱炭素社会の実現を目指すとしています。

4.2.1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に関する改正事項

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）は第四計画期間（2025-2029年度）から改正事項が適用されます。再エネ利用の取組が促進され、また再エネ・省エネに取り組んでいる事業者の取組効果が反映されるように改正されています。

第一に、2023年の削減義務率を従来の27%（又は25%）（2000年比）から、第四計画期間では50%（又は48%）（2000年比）へと大幅に引き上げられ、2030年目標を前提とした高い削減水準の達成を求める制度設計となっています。第二に、電気・熱・都市ガスの排出量算定に用いる排出係数を、これまでの固定係数から実排出係数へ変更されています。これにより、事業所に実際に供給されているエネルギーの排出実態がより適切に反映される仕組みとなっています。

第三に、再エネ利用拡大を制度的に後押しする見直しを行っています。従来は自家消費分のみ排出量ゼロとしていましたが、第四計画期間では自家発電・自家消費に加え、事業所外から調達する再エネ電力・熱（オフサイトPPA等）についても排出量ゼロとして評価することとなっています。さらに、超過削減量の算定についても、省エネ対策に加えてオンサイト・オフサイトを含む再エネ利用の実績を反映できる仕組みに拡充されています。なお、基準排出量の算定には引き続き固定係数を用いる一方で、2025年度以降の年度排出量については実排出係数を適用することとしています。

HTT 東京都 1-1. 主な改正事項の一覧

- 2030年カーボンハーフ実現に向けて、「更なる省エネの深掘り」と「再エネ利用拡大」により削減を推進するため、**削減義務率を27%から50%へ変更**
- 需要側からのCO2削減に加え、供給側の再エネ導入等によるCO2削減をより効果的かつ、実態に合うものにするため、**電気・熱・都市ガスの排出量算定に使用する排出係数を「実排出係数」へ変更**
- **オンサイト・オフサイト再エネ、再エネ由来の証書によるCO2削減効果を排出量削減へ反映できる仕組みへ変更**

	第三計画期間	第四計画期間
削減義務率	27% 又は 25%	2030年目標を前提に 50% 又は 48% に設定
電気・熱・都市ガスの排出係数※	固定係数 (電気：0.489 t-CO2/千kWh 熱：0.060 t-CO2/Gj)	実排出係数 (事業所に実際に供給されている電気・熱・都市ガスの排出係数)
再エネ利用の拡大	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合は 排出量ゼロ	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合に加え、 事業所外から調達した再エネ電気・熱 （オフサイトPPA等）も 排出量ゼロ
超過削減量の算定	省エネ対策の実績に応じて 創出 (一部、低炭素電力・熱の削減効果含む)	再エネ由来証書によるCO2削減効果を年度排出量に反映 省エネ対策・ 再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績 に応じて 創出

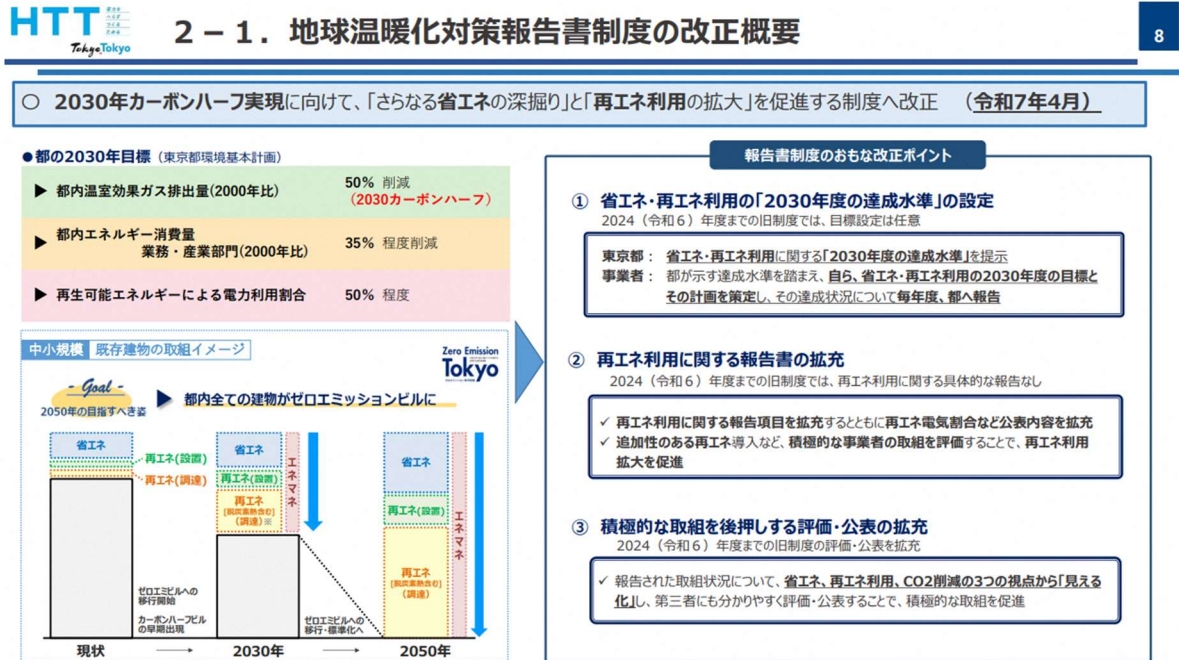
※基準排出量の算定は引き続き固定係数を使用し、2025年度以降の年度排出量の算定は実排出係数を使用

出典：「第四計画期間に関する運用説明会資料」（東京都環境局、2025年10月）

図 4-2 改正事項の概要

4.2.2 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項

制度改正の主なポイントは、①省エネ・再エネ利用に関する 2030 年度の達成水準の設定、②再エネ利用に関する報告内容の拡充、③積極的な取組を後押しする評価・公表の強化の 3 点です。再エネ導入状況等の見える化を進め、省エネ・再エネ利用・CO₂削減の観点から評価・公表を行うことで、主体的な取組を促進することとされています。



出典:「東京都地球温暖化対策報告書制度について 2025 (令和7) 年度施行」(東京都環境局)

図 4-3 地球温暖化対策報告書制度の改正概要

4.3 建築物環境計画書制度

環境確保条例・規則等の改正 (令和4年12月22日公布) により、建築物環境計画書制度についても制度の強化・拡充が図られ、2024 (令和6) 年度から 2025 (令和7) 年度にかけて制度が施行されました。

建築物環境計画書制度とは、延床面積 2,000m² 以上の建物を新築 (新築・増築・改築) する建築主 (年間約 800 件程度) を対象に省エネルギー性能基準の強化による断熱・省エネ性能の措置、再生可能エネルギー利用設備設置及び電気自動車充電設備や配管等の設備を義務付けるものです。また、環境配慮の取組に関する 3 段階評価、公表、表示の仕組みの強化・拡充を行います。

(1) 建築物環境計画書制度の強化・拡充の意義

都内の二酸化炭素排出量の 7 割が建物でのエネルギー使用に起因することや、2050 年時点では建物ストックの約半数が今後新築される建物に置き換わる見込みであることを踏まえて、新築建物への対策が重要です。

また、延床面積で都内年間着工数の約 5 割を占める大規模建物は、新築全体に与える影響も大きく、そういった意味でも延床面積 2,000m² 以上を対象とする「建築物環境計画書制度」の制度の強化・拡充により環境性能を高めていくことが重要です。

表 4-2 建築物環境計画書制度の強化・拡充の概要（令和7年度施行）

省エネルギー性能基準の強化・新設（断熱・省エネ性能の措置義務）
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅以外の用途は、基準を引き上げ ● 住宅用途は、基準を新設
再生可能エネルギー利用設備設置基準の新設（設置義務）
<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付け $\text{設置基準容量(kW)} = \text{建築面積(m}^2\text{)} \times \text{設置基準率} 5\% \times 0.15(\text{kW/m}^2\text{)}$ ● 設置ができないスペース（除外対象面積）を考慮するとともに、建物規模に応じた下限及び上限容量（緩和措置）を設定
電気自動車充電設備整備基準の新設（設置義務）
<ul style="list-style-type: none"> ● 新築時の駐車場設置台数が一定数以上の建物に対し、充電設備や配管等の整備を義務付け
3段階評価、公表、表示の仕組みの強化・拡充
<ul style="list-style-type: none"> ● 高いレベルにチャレンジする建築主の取組を評価するため、環境配慮の取組の3段階評価において、適応策や低炭素資材の調達などの新たな観点を加えた評価基準に強化・拡充 ● 環境に配慮した建物を選択されるよう、建築主による環境性能の表示（マンション環境性能表示・環境性能評価書）の強化・拡充、都による公表情報の充実化

出典：「建築物環境計画書制度システム」（東京都環境局）

(2) 建築物環境計画書の届出状況

文京区内では、（仮称）東京都文京区本郷三丁目40計画の1件が届出されています。

建物番号	地域	建物名	所在地	延べ面積	届出状況	工事完了(予定)年月	用途	UA値		基準年度	再エネ設備(kW)		EV充電器	段階取得割合(%)	マンション環境性能表示
								BPI	BEI		設置合計容量	内、太陽光発電			
250011	文京区	(仮称) 東京都文京区本郷三丁目40計画	文京区本郷三丁目716-2 他	6661.19㎡	計画	2028.9	住宅等	0.58	0.75	令和7年度	6.06	6.06	0台	30.6	

図 4-4 文京区内の建築物環境計画書の届出状況

4.4 ゼロエミッション地区創出プロジェクト

東京都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、温室効果ガス排出量を2000年比で2030年50%削減、2035年60%以上削減する目標を掲げ、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」のもと取組を推進しています。その実現には、補助事業など個別対策に加え、地域特性を踏まえた多主体連携による面的な取組が重要とし、電力の「へらす・つくる・ためる」を一体的に展開するとともに、AIや先端技術を活用してエネルギーを効率的に活用することを目指しています。このため、区市町村と連携し、地域特性と都の重点施策を組み合わせた「ゼロエミッション地区」の創出に向け、計画提案を募集しています。

4.5 HTT<電力をHへらす・Tつくる・Tためる>の推進

HTTとは、東京都が2030年にカーボンハーフを実現するため、また、気候危機への対応だけでなく、中長期的にエネルギーの安定確保につなげるためのキーワードとしている取組のことです。電力をH「へらす」T「つくる」T「ためる」ことで、電力使用量を減らし、エネルギーを効率的に利用し、サステナブルな都市を創ることに繋がります。

H「へらす」	省エネルギー設備の導入・取組によって、電力使用量を減らします。
T「つくる」	再生可能エネルギーや、自家発電システムの導入により、自給自足型の電力システムを構築します。
T「ためる」	自家発電システムから余剰の電力を供給することで、電力需要のシフトを促進します。

都内に本社又は事業所を置く企業・団体等を対象に、HTT取組推進宣言企業の登録が募集されています。2026（令和8）年3月6日時点では692件の事業者が登録しています。

HTT（へらす・つくる・ためる）の取組を行っており、以下いずれかに該当することが登録の基準となっています。

- ・ 節電又は発電、蓄電効果が高い取組であること
- ・ 社員等が取り組みやすいものであること
- ・ 他社へも普及可能な取組であること
- ・ HTTに係る取組目標を設定していること
- ・ その他、HTTに資する取組として都が認める取組であること

4.6 東京ゼロエミポイント

家庭の省エネ行動を促進するため、東京都では「家庭のゼロエミッション行動推進事業」を実施しています。本事業は、既設の機器（エアコン・冷蔵庫・給湯器・LED照明器具を除く照明器具）を、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器・LED照明器具へ買い替えた都民に対し、「東京ゼロエミポイント」相当分を付与する制度です。

省エネ性能★3以上のエアコンについては、高齢者や障害者を対象に、ゼロエミポイントの最大額を一律で付与しています。高齢者や障害者は熱中症リスクが高いとされ、毎年多くの方が熱中症により救急搬送されており、その約6割を高齢者が占め、さらにその約半数は自宅で発生しています。

本制度は、熱中症リスクの高い方々の暑さ対策を支援するとともに、省エネ性能の高い機器への更新を通じて、家庭における省エネ行動の促進を図るものです。

4.7 東京ゼロエミ住宅

東京都は、都内エネルギー消費量の約3割を占める家庭部門の省エネルギー対策を強化するため、地域特性を踏まえた高性能住宅の普及を推進しています。その一環として、令和元年度から「東京ゼロエミ住宅」を新築する建築主に対し、建設費の一部を助成する事業を実施しています。

「東京ゼロエミ住宅」とは、高断熱の断熱材や高性能窓の採用に加え、省エネ性能の高い照明やエアコン等を導入した、環境負荷の低減と快適性を両立する都独自の住宅です。高断熱化により室温が安定し、部屋間の温度差が小さくなることで、ヒートショックの抑制にも寄与します。助成制度を通じて東京ゼロエミ住宅の普及を促進し、家庭部門の脱炭素化を着実に進めています。

4.8 東京都の太陽光発電等に関する支援

東京都が実施している太陽光発電設備の設置に関する主な助成制度は、都民・事業者・ハウスメーカー等向けに整備されています。新築住宅への導入支援に加え、既存住宅への新規設置や更新、さらには使用済パネルのリサイクルまでを対象とした制度が整備されており、ライフサイクル全体を通じた支援体系となっている点が特徴となっています。

表 4-3 東京都の太陽光発電設備の設置に関する主な助成制度

区分	対象	事業名	補助内容・補助率	上限額	主な概要
都民向け (新築)	新築住宅に 太陽光設置	東京ゼロエミ住宅(太陽光上乗せ含む)	太陽光：1kW あたり 12 万円 (3.6kW 超は 10 万円)	36 万円(太陽光分)※住宅本体補助は20万~最大210万円	高い省エネ性能を有する住宅の新築を支援。太陽光設置規模に応じて上乗せ補助。
都民向け (新築)	新築住宅に 太陽光設置	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	太陽光：1kW あたり 12 万円 (3.6kW 超は 10 万円)	36 万円	蓄電池・V2H・エコキュート等と併設する場合に補助。
税制優遇	新築ゼロエミ住宅	太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制	不動産取得税の減免	最大全額	一定要件を満たす場合、不動産取得税を減免。
都民向け (既存)	既存住宅に 新規設置・ 撤去交換	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	1kWあたり15万円(3.75kW超は12万円)	45 万円	高断熱窓・ドア改修、蓄電池・V2H等と併せて設置する場合に上乗せ補助。
都民向け (リサイクル)	使用済太陽光パネル	使用済太陽光パネルのリサイクル補助事業	1kWあたり2.5万円	50kW未滿	指定施設でリサイクルする事業者に対し費用を補助。
事業者向け	事業所・工場等	地産地消型再エネ増強プロジェクト	中小企業等：2/3 その他：1/2	中小企業等：1億円 その他：7,500万円	都内に再エネ発電設備・熱利用設備を設置する事業者へ設置費の一部を助成。
ハウスメーカー・工務店向け	新築住宅等	建築物環境報告書制度推進事業	経費の一部助成(制度対応支援)	事業ごとに設定	環境性能向上、設計・施工技術向上、再エネ設備設置支援(太陽光・蓄電池・V2H)を実施。

出典：太陽光発電設備の設置に対する東京都の助成事業（更新日：2026年2月26日）（東京都環境局HP）に基づき作成

4.9 東京都太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業（運営：アイチューザー株式会社）

東京都の2030年カーボンハーフの達成に向けた再生可能エネルギー導入促進策の一環として、新築・既存住宅への太陽光発電設備および蓄電池の設置を強力に推進しています。取組の一つとして、都民の初期負担を軽減するため、東京都と協定を締結した事業者が購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットを活かして設備価格の低減を図る仕組みを構築しています。

本事業では、アイチューザー株式会社が事務局を担い、参加登録者からの問い合わせ対応、施工事業者の審査（施工実績・経営状況等の確認）および入札の実施を行うなど、透明性と信頼性を確保した運営体制を整えています。提供される製品は、以下の保証基準を満たすものに限定されています。

■ 太陽光発電システム

- ・システム保証 15年（メーカー保証）
- ・パネル出力保証 20年以上（メーカー保証）
- ・自然災害補償 10年（メーカーまたは販売施工事業者が保証）
- ・施工保証 10年（メーカーまたは販売施工事業者が保証）

■ 蓄電池

- ・蓄電池システム機器保証 10年（※モニターを除く）
- ・電池容量保証 10年（定格容量の60%を保証）
- ・自然災害補償 10年（メーカーまたは販売施工事業者が保証）
- ・施工保証 10年（メーカーまたは販売施工事業者が保証）

4.10 東京都のゼロエミッションビークルに関する支援

東京都は、「2050年CO₂排出実質ゼロ」に貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までに都内で新車販売される乗用車を100%非ガソリン化することを目標としています。この目標の達成に向け、ゼロエミッションビークル（ZEV：電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV））の普及を促進するため、車両購入費の補助を実施しています。

補助額は、自動車メーカーごとに設定されており、給電機能の有無やZEV乗用車の販売実績に加え、GX実現に向けた取組状況や車両ラインナップの充実度等も新たに評価項目として反映しています。さらに、購入者が再生可能エネルギーの導入や充放電設備の設置等を行う場合には上乗せ補助を行っており、これらを組み合わせることで、EVの場合は最大100万円の補助が受けられます。

	自動車メーカー別の補助額	再エネ・充放電設備等導入上乗せ	
EV	最大60万円	+最大40万円	(3) 再生可能エネルギー電力導入の上乗せ補助額 ・再エネ100%電力契約 又は 太陽光発電設備導入により補助額を上乗せ (2) 充放電設備（V2B・V2H）・公共用充放電設備導入による上乗せ補助額 ・充放電設備（V2B・V2H）若しくは公共用充放電設備の導入により車両に対して最大10万円を上乗せ (1) 自動車メーカー別の補助額 拡充 ・GX実現に向けた取組 ・車両ラインナップ数 ・ZEV乗用車の販売実績等 ・給電機能の有無 対象メーカーの車両に対して最大60万円
PHEV		+最大25万円	
FCV	最大190万円	+最大35万円	

(4) 高額車両（税抜840万円以上）
× 0.8

出典：令和7年度 ZEVの車両購入補助金のお知らせ（報道発表資料 2025年3月31日）（東京都HP）
 図 4-5 東京都のゼロエミッションビークルへの補助額と補助体系図

4.11 東京都の2026（令和8）年度主要要求事業

東京都は、2030年のカーボンハーフ、その先のゼロエミッション東京に向けて、省エネルギーの最大化に加え、東京のポテンシャルを活かした再エネ実装を加速化していく必要があるとしています。ゼロエミッション東京の実現に向けた施策展開として、省エネの更なる深掘りと再エネの基幹エネルギー化の両軸が必要とし、「再生可能エネルギーの実装加速化」、「省エネルギーの最大化」、「ZEVの普及促進」、「水素エネルギーの社会実装に向けて取組を加速」、「持続可能な資源利用と良質な都市環境の実現」の5つの項目を掲げています。

表 4-4 2025年ゼロエミッション東京に向けた主な施策

都市間競争を勝ち抜く臨海地域の形成
<ul style="list-style-type: none"> 東京港におけるRTGの水素エネルギー実装化事業【港湾】8億円（新規） FC換装型荷役機械等導入促進事業【港湾】11億円（新規） 脱炭素技術を活用したアーバンファーマリング【港湾】0.5億円（新規） 水素エネルギーの社会実装化に向けた水素燃料電池船の活用事業【港湾】3億円（新規）
電力レジリエンスの向上
<ul style="list-style-type: none"> 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【環境】1,012億円 Airソーラーの普及拡大【環境】21億円 高度再資源化設備導入促進事業【環境】3億円 アグリゲーションビジネス実装事業【環境】3億円 電力需給調整機能としてのEV活用促進事業【産労】1億円（新規） 都有施設ゼロエミッション化推進事業【環境】16億円 一時滞在施設等への太陽光発電・蓄電池の導入【主税】0.6億円（新規）
エネルギー効率の最大化
<ul style="list-style-type: none"> 東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業【環境】497億円 賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業【環境】218億円 家庭のゼロエミッション行動推進事業【環境】162億円 統合的設計等による既存事業所の更なる省エネ化の推進【環境】4億円 ZEB化・廃熱利用設備導入促進事業【産労】6億円（新規） CDRクレジット創出促進事業【産労】3億円 カーボンクレジット創出支援事業【産労】0.8億円（新規） 企業のScope3（物流分野）対策促進事業【産労】10億円（新規） CO₂サプライチェーン構築支援事業【産労】6億円（新規）
ゼロエミッションモビリティの普及拡大
<ul style="list-style-type: none"> ZEV普及促進事業【環境・産労】204億円 業務用ZEV大規模一括導入促進事業【産労】18億円（新規） 規格型バッテリー活用機械導入促進事業【産労】0.5億円（新規） EVバイク普及に向けた環境整備事業【産労】1億円（新規） EVバス・EVトラック導入促進事業【産労】109億円
サーキュラーエコノミー・フロン対策等
<ul style="list-style-type: none"> DXを活用した家庭系食品ロス削減推進事業【環境】0.6億円（新規） 食品リサイクルの広域化支援事業【環境】0.8億円（新規） 大規模オフィスビル等のゼロ・ウェイスト化に向けた調査検討【環境】0.2億円（新規） 廃食用油・廃棄物を原料としたSAFの推進【環境】2億円 廃棄物処理施設に対するLiB火災緊急対策事業【環境】13億円（新規） リチウムイオン電池集めて資源化プロジェクト【環境】0.9億円 フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業【環境】0.9億円 ノンフロン・低GWP冷媒転換技術推進事業【環境】0.5億円 家庭用エアコンからのフロン排出抑制総合対策【環境】1億円（新規） 区市町村との連携による環境政策高度化事業【環境】14億円（新規） 工場跡地等の事業転換促進に向けた持続可能な土壌汚染対策支援事業【環境】3億円
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化
<ul style="list-style-type: none"> 浮体式洋上風力発電導入推進事業【環境】27億円 島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大【産労】0.7億円 東京の海を活用する環境親和型海洋発電技術展開事業【産労】0.3億円（新規） 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業【環境】6億円 新たな再生可能エネルギー関係施策の展開【環境】0.4億円
水素エネルギーの社会実装化
<ul style="list-style-type: none"> 中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業【産労】11億円 地産地消型水素ステーション導入促進事業【産労】1億円（新規） 燃料電池等トラック実装支援事業【産労】2億円 水素ステーション設備等導入促進事業【産労】63億円 水素モビリティ・ステーション普及加速化総合支援事業【産労】3億円 グリーン水素の活用事業【産労】4億円 水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業【産労】3億円
激甚化する風水害から命と暮らしを守る
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた河川施設のあり方に伴う取組【建設】3億円
「スマート東京」「シン・トセイ」の推進
<ul style="list-style-type: none"> 職員向けAI人材育成事業【デジ】1億円（新規） 庁内向けAIワンストップ相談窓口の本格稼働【デジ】4百万円（新規） 大学等と連携した行政特化型国産AIモデルの構築・実証事業【デジ】2億円（新規） 事業者向け手続ワンストップサービスの構築【デジ】0.8億円（新規）

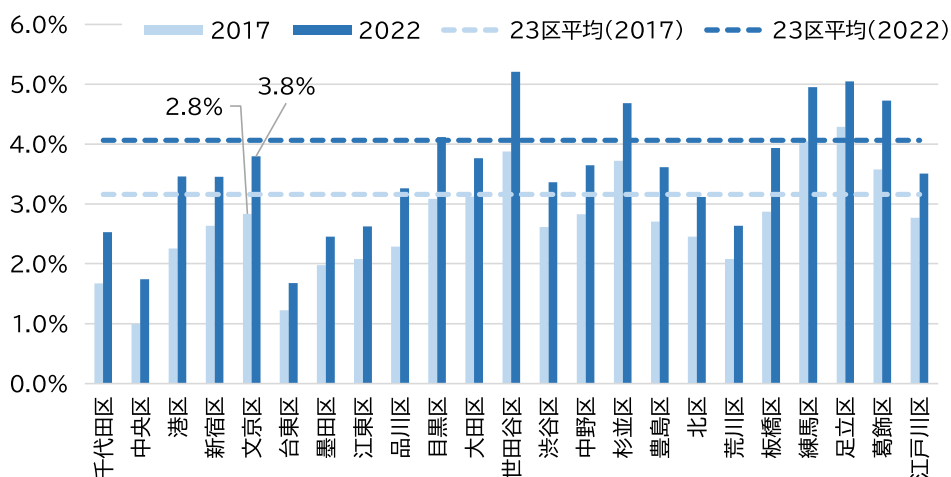
出典：「令和8年度(2026年度)東京都予算案の概要」(東京都財務局)より抜粋して作成

5 他自治体の動向

5.1 都内自治体の再エネ導入状況

東京都太陽光現況調査によると、2022（令和4）年度の太陽光パネルの設置率（総建物数[棟]÷太陽光パネル設置あり建物数[棟]）は文京区では約3.8%であり、23区平均の約4.1%をわずかに下回っています（図5-1参照）。

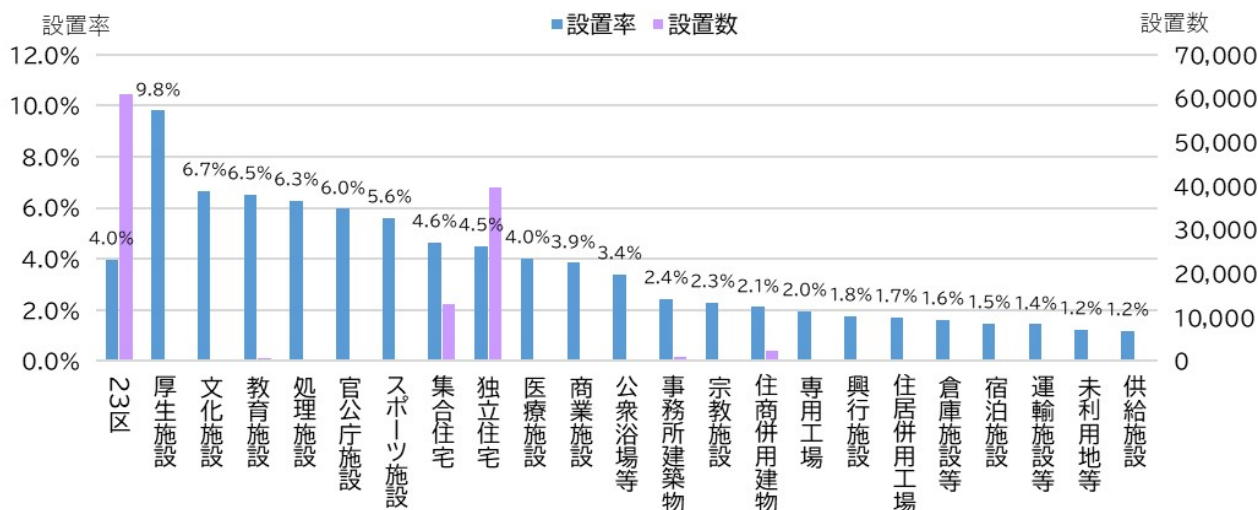
2017（平成29）年度の太陽光パネルの設置率は文京区では約2.8%であり、前回より約1.0ポイント増加しています。



出典：「東京都太陽光現況調査 区市町村別パネル設置率」（東京都環境局）をもとに作成

図 5-1 区別太陽光パネル設置率（2017年度-2022年度実績比較）

23区での2022（令和4）年度の太陽光パネルの設置率を建物用途別にみると、厚生施設が約9.8%と最も高く、次いで文化施設が約6.7%、教育施設が約6.5%となっています（図5-2参照）。設置数は独立住宅と集合住宅で多いですが、設置率は公共施設で高い傾向が見られます。



出典：「東京都太陽光現況調査 建物用途×階数別×屋根面積×屋根形状×ソーラー設置適合度別設置率」（東京都環境局）をもとに、主な建物用途を抜粋して作成

図 5-2 23区における建物用途別太陽光パネルの設置率と設置数（2022年度実績）

5.2 都内自治体の再エネ共同購入事業

5.2.1 首都圏 再エネ共同購入プロジェクト（運営：株式会社エナーバンク）

2050年の脱炭素社会の実現に向け、首都圏の自治体（九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）・東京都新宿区・港区・品川区・中央区・葛飾区・江戸川区・世田谷区・北区・足立区・豊島区・武蔵野市・多摩市・国分寺市・府中市・日野市・稲城市・埼玉県草加市・吉川市）と連携しながら地域の民生部門の脱炭素化を推進する取組です。再生可能エネルギー電力や非化石証書を共同で購入する仕組みを構築し、民間事業者の脱炭素化を支援しています。



九都県市首脳会議 地球温暖化対策特別部会

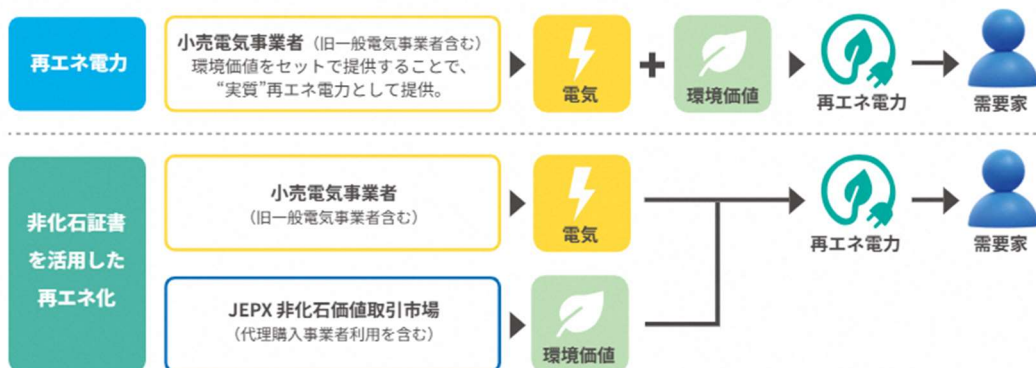
出典：首都圏 再エネ共同購入プロジェクト（株式会社エナーバンク HP）

図 5-3 首都圏 再エネ共同購入プロジェクトの連携自治体

共同購入方式を採用することで、個別に調達する場合と比べてスケールメリットを活かした価格抑制が可能となり、より効率的な再エネ調達手法を提供します。特に、非化石証書を活用した再エネ化では、既存の電力契約を変更することなく環境価値を取得できるため、電力契約の切替が難しい事業者でも再エネ化を実現できます。また、自治体と連携して推進する枠組みではありますが、事業所が首都圏に所在していれば、当該自治体が本プロジェクトに直接参加していない場合でも参加が可能です。

[再エネ電力の主な活用目的]

環境配慮企業としてPRにつながるほか、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度、TCFD、SBT、CDP、RE100等への活用も可能です。



出典：首都圏 再エネ共同購入プロジェクト（株式会社エナーバンク HP）

図 5-4 再エネ電力購入と非化石証書による再エネ化の違い

6 その他の動向

6.1 電力市場の動向

6.1.1 FIT・FIP について

FIT（固定価格買取制度）は、再生可能エネルギーによって発電した電気を国が定めた固定価格で一定期間買い取ることを電気事業者に義務付け、再エネ導入を促進する制度です（2012年7月開始）。買取価格を国が固定で定めているため、電力市場とは切り離されています。

一方で、FIP（フィードインプレミアム）は、発電事業者が再生可能エネルギーを電力市場で売電した価格に対して、国が定めるプレミアムを交付する制度です（2022年4月開始）。今後再生可能エネルギーが主力電源となることを見据え、電力市場に段階的に統合していくことを目的としています。再生可能エネルギーの導入が進んでいる欧州等諸外国では、先行して FIP 等の制度が導入されています。

6.1.2 電力関連市場の概要

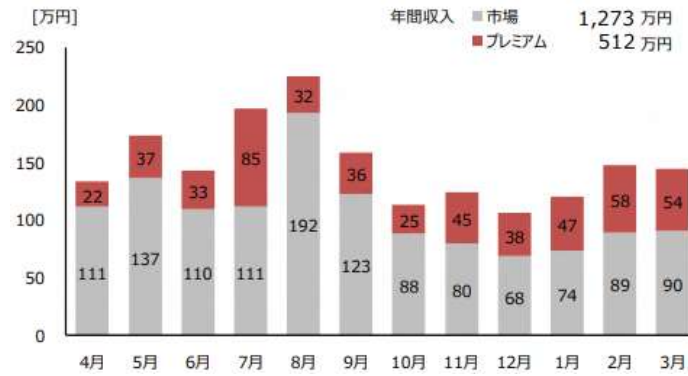
日本の卸電力取引は、JEPX（日本卸電力取引所）が中心となって運営しています。JEPX が運営する市場には、一日前市場（スポット市場）、当日市場（時間前市場）、先渡市場（フォワード市場）、ベースロード市場、非化石価値取引市場の 5 つの市場があります。JEPX は一日前市場を核に取引を行っています。

表 6-1 JEPX における主な市場

市場名	取引内容	取引単位・期間	主な目的・用途	特徴
一日前市場 (スポット市場)	翌日分の電力売 買	30分単位	日々の電力調達・ 販売	取引量最大、価格指標と して利用される
当日市場 (時間前市場)	実需直前の電力 売買	30分単位	需給予測誤差の 調整	再エネ変動対応、スポッ ト後の調整用
先渡市場 (フォワード市場)	将来の電力を固 定価格で売買	週・月・年単位	価格変動リスク のヘッジ	中長期調達に有効(最大 3年先まで取引可能)
ベースロード市場	安定電源由来の 電力売買	月・年単位	小売事業者の安 定電源確保	石炭火力・原子力等のベ ース電源が対象
非化石価値取引市場	非化石価値(証 書)の売買	年単位等	非化石比率・環境 価値確保	電力そのものは取引し ない

6.1.3 FIP 参照価格および市場価格の推移

FIP 参照価格は、市場価格の動向を反映して月ごとに増減します。一般に、電力需要が高まり市場価格が上昇する夏季や冬季には参照価格も上昇し、その結果、基準価格との差であるプレミアムは縮小します。これは、高需要期には市場における電力の価値が高まり、再生可能エネルギーも市場取引によって十分な収入を得られるため、制度による補填の必要性が低下するためです。一方、春季や秋季のような低需要期には、市場価格が低下し、それに伴って参照価格も低下します。この場合、市場取引のみでは安定的な投資回収が困難となり、再生可能エネルギーの導入が進みにくくなります。そのため FIP 制度では、基準価格と参照価格の差額としてプレミアムを交付し、市場価格が低い局面でも一定水準の収入を確保できるようにすることで、再生可能エネルギーの導入を継続的に支える仕組みとなっています。



出典：「FIP 制度における卸電力取引市場の価格の参照方法をふまえた簡易シミュレーション」（資源循環エネルギー庁）
 図 6-1 2019 年度東京エリアにおける市場価格・太陽光発電量を基礎としたシミュレーション結果

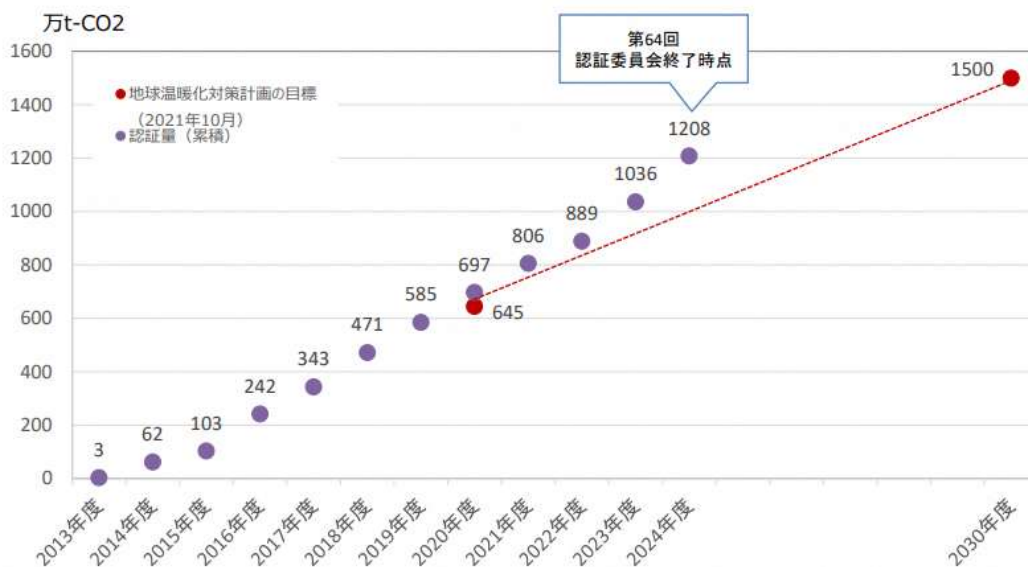
6.2 クレジット市場の動向

6.2.1 JPX カーボンのクレジット市場の概要

JPX（日本取引所グループ）が運営する、企業や自治体が温室効果ガスの排出削減量・吸収量を証書化した「カーボンのクレジット」を売買できる国内の公式市場です。企業などは、自社の事業活動で排出した CO₂の一部を、この市場でクレジットを購入することでオフセット（相殺）し、脱炭素経営やカーボンニュートラルへの取り組みに活用できます。この市場は、排出削減に取り組む主体への資金循環を生み出し、参加者の脱炭素投資を促進することで、日本全体のカーボンニュートラル実現を支援することを目的としています。参加対象は、主に民間企業や自治体で、脱炭素戦略の一環としての活用や、環境価値の調達手段として利用されています。国内由来のクレジットが中心であるため、日本企業の排出実態や制度環境に適合しやすい点や、GX リーグなどの国の政策・制度と連動している点が大きな特徴です。

6.2.2 J-クレジットの推移

JPX カーボンのクレジット市場にて主に取引される J-クレジットは、2024 年度時点で 1,208 万 t-CO₂ の認証量であり、地球温暖化対策計画における認証量の目標線を超える数値となっています。また、年々認証量が増加しており、2024 年度は前年度（2023 年度）比で 1.17 倍の認証量です。



出典：「J-クレジット制度について（データ集）」（J-クレジット制度事務局）
 図 6-2 J-クレジットの認証量と地球温暖化対策計画における目標について（第 64 回認証委員会終了時点での実績）